

「浅間山麓に広がる古城のほとり・千曲の清流」地域再生計画本体新旧対照表

旧	新
<p>1. 地域再生計画の名称 小諸市「浅間山麓に広がる古城のほとり・千曲の清流」再生計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 小諸市</p> <p>3. 地域再生計画の区域 小諸市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 小諸市は、長野県の東部に位置し、人口45,380人（平成17年10月1日現在）、東西12.8km、南北15.4kmで面積98.66km<sup>2</sup>を有しており、北に浅間山麓、市内の南から西方向に流れる千曲川、その河岸に広がる台地や丘陵地など、変化に富んだ地形・自然を有している。 また、懐古園をはじめ奈良・平安時代の仏教文化を伝える布引観音、宿場町としての面影を残す旧本陣など多くの歴史的文化遗产を有しており、島崎藤村、高濱虚子など多くの文化人が作品を残したことからも、歴史と文化、自然が調和した高原の都市として発展を遂げてきた。 本市では市民の誇りであり、多くの文化人も愛した浅間山麓と千曲川の自然を守っていくため、小諸市森林造成事業や森林の里親事業により、里山の整備と水源の涵養を図り、上質で豊富な水道水の確保を進めるとともに、浅間山麓の美しい自然を生かしたサイクリングイベントや間伐体験、当市の象徴でもある懐古園から望む千曲川の流れを活用した観光交流を進めている。また、自然環境保全と快適環境の構築のための最重要施策として、昭和58年より公共下</p>	<p>1. 地域再生計画の名称 小諸市「浅間山麓に広がる古城のほとり・千曲の清流」再生計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 小諸市</p> <p>3. 地域再生計画の区域 小諸市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 小諸市は、長野県の東部に位置し、人口45,380人（平成17年10月1日現在）、東西12.8km、南北15.4kmで面積98.66km<sup>2</sup>を有しており、北に浅間山麓、市内の南から西方向に流れる千曲川、その河岸に広がる台地や丘陵地など、変化に富んだ地形・自然を有している。 また、懐古園をはじめ奈良・平安時代の仏教文化を伝える布引観音、宿場町としての面影を残す旧本陣など多くの歴史的文化遗产を有しており、島崎藤村、高濱虚子など多くの文化人が作品を残したことからも、歴史と文化、自然が調和した高原の都市として発展を遂げてきた。 本市では市民の誇りであり、多くの文化人も愛した浅間山麓と千曲川の自然を守っていくため、小諸市森林造成事業や森林の里親事業により、里山の整備と水源の涵養を図り、上質で豊富な水道水の確保を進めるとともに、浅間山麓の美しい自然を生かしたサイクリングイベントや間伐体験、当市の象徴でもある懐古園から望む千曲川の流れを活用した観光交流を進めている。また、自然環境保全と快適環境の構築のための最重要施策として、昭和58年より公共下</p>

水道事業、その後、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成16年度末現在1,026.9haの整備が完了している。また、散在集落や坂の町である当市の地形的特徴である特異地形集落に対応するため、合併処理浄化槽の整備も併せて進めている。このような取組により市内重要河川及び流末の千曲川の水質は徐々に改善されてきているが、依然として生活雑排水による汚染が深刻な状況にある。

このため、公共下水道施設や浄化槽による汚水処理施設の一層の整備を推進するとともに、森林整備やそれに伴う観光交流を促進し、市民や訪れる人々にとって住みよく、快適なまちづくりを目指す。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進

- ・汚水処理普及率 81.8%から 95%に向上

(目標2) 公共下水道水洗化の促進

- ・公共下水道水洗化率 81.2%から 83%に向上)

(目標3) 観光等交流人口の増加

- ・1,770,000人から1,800,000人に増加

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

平成16年度末現在、公共下水道の認可区域の未整備地区380.5ha、汚水処理人口普及率は81.8%となっているが、平成23年3月末までに公共下水道未整備地区の整備を完了するとともに、平成17年度に農業集落排水事業が完了すること、併せて、上記以外の区域においては平成23年3月末までに浄化槽整備を推進することで、汚水処理人口普及率を95%に引き上げる。併せて、森林の里親事業による水源の涵養と森林の保水機能の向上や、千曲川源流ツアーなどの観光交流も促進

水道事業、その後、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成16年度末現在1,026.9haの整備が完了している。また、散在集落や坂の町である当市の地形的特徴である特異地形集落に対応するため、合併処理浄化槽の整備も併せて進めている。このような取組により市内重要河川及び流末の千曲川の水質は徐々に改善されてきているが、依然として生活雑排水による汚染が深刻な状況にある。

このため、公共下水道施設や浄化槽による汚水処理施設の一層の整備を推進するとともに、森林整備やそれに伴う観光交流を促進し、市民や訪れる人々にとって住みよく、快適なまちづくりを目指す。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進

- ・汚水処理普及率 81.8%から 97%に向上

(目標2) 公共下水道水洗化の促進

- ・公共下水道水洗化率 81.2%から 83.9%に向上)

(目標3) 観光等交流人口の増加

- ・1,770,000人から1,800,000人に増加

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

平成16年度末現在、公共下水道の認可区域の未整備地区380.5ha、汚水処理人口普及率は81.8%となっているが、平成23年3月末までに公共下水道未整備地区の整備を完了するとともに、平成17年度に農業集落排水事業が完了すること、併せて、上記以外の区域においては平成23年3月末までに浄化槽整備を推進することで、汚水処理人口普及率を97%に引き上げる。併せて、森林の里親事業による水源の涵養と森林の保水機能の向上や、千曲川源流ツアーなどの観光交流も促進

していく。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添のとおり整備箇所を示した図面による。

・公共下水道・・・平成14年8月に事業認可

[事業主体]

いずれも小諸市

[施設の種類]

公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

公共下水道 小諸市  
公共下水道認可区域  
浄化槽（個人設置型） 小諸市  
全域（集合処理区域を除く）

[事業期間]

公共下水道  
平成18年度～平成22年度  
浄化槽（個人設置型）  
平成18年度～平成22年度

[整備量]

公共下水道 Ø150～200 10,000m  
浄化槽 250基  
なお、各施設における新規の処理計画人口は下記のとおり。  
公共下水道 認可区域で 4,070人  
浄化槽（個人設置型） 650人

していく。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添のとおり整備箇所を示した図面による。

・公共下水道・・・平成19年3月に事業認可

[事業主体]

いずれも小諸市

[施設の種類]

公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

公共下水道 小諸市  
公共下水道認可区域  
浄化槽（個人設置型） 小諸市  
全域（集合処理区域を除く）

[事業期間]

公共下水道  
平成18年度～平成22年度  
浄化槽（個人設置型）  
平成18年度～平成22年度

[整備量]

公共下水道 Ø150～200 16,600m  
浄化槽 600基  
なお、各施設における新規の処理計画人口は下記のとおり。  
公共下水道 認可区域で 4,150人  
浄化槽（個人設置型） 1,560人

<p>[事業費]</p> <p>公共下水道 事業費 <u>908,000</u> 千円 (うち、交付金 <u>454,000</u> 千円)</p> <p>浄化槽(個人設置型) 事業費 <u>97,590</u> 千円 (うち、交付金 <u>32,530</u> 千円)</p> <p>合計 事業費 <u>1,005,590</u> 千円 (うち、交付金 <u>486,530</u> 千円)</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>地域再生法による特別の措置を活用するほか、「浅間山麓に広がる古城のほとり・千曲の清流」を再生するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。</p> <p>①小諸市森林造成事業や森林の里親事業により森林所有者や企業ボランティアによる間伐等を推進し、水源の涵養と森林の保水機能の向上を図る。</p> <p>②小学生を対象とした市内重要河川に生息する生物の観察会を開催するとともに、水質検査を定期的に行う。また、千曲川源流ツアーを開催する。</p> <p>6. 計画期間 平成18年度から平成22年度</p> <p>7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項 計画終了後に、4に示す数値目標に照らし、状況を調査、評価し公表する。又、必要に応じて事業の見直しを図るために、市議会議員、有識者等からなる都市計画審議会において評価、検討を行う。</p> <p>8. 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項</p>	<p>[事業費]</p> <p>公共下水道 事業費 1,507,000 千円 (うち、交付金 753,500 千円)</p> <p>浄化槽(個人設置型) 事業費 258,990 千円 (うち、交付金 86,330 千円)</p> <p>合計 事業費 1,765,990 千円 (うち、交付金 839,830 千円)</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>地域再生法による特別の措置を活用するほか、「浅間山麓に広がる古城のほとり・千曲の清流」を再生するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。</p> <p>①小諸市森林造成事業や森林の里親事業により森林所有者や企業ボランティアによる間伐等を推進し、水源の涵養と森林の保水機能の向上を図る。</p> <p>②小学生を対象とした市内重要河川に生息する生物の観察会を開催するとともに、水質検査を定期的に行う。また、千曲川源流ツアーを開催する。</p> <p>6. 計画期間 平成18年度から平成22年度</p> <p>7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項 計画終了後に、4に示す数値目標に照らし、状況を調査、評価し公表する。又、必要に応じて事業の見直しを図るために、市議会議員、有識者等からなる都市計画審議会において評価、検討を行う。</p> <p>8. 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項</p>
--	---

特になし

特になし